

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第34条の4 省略 (法人税割の課税の特例) 第34条の4の2 省略 2～6 省略</p> <p>第34条の5～第55条 省略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>第57条～第58条の2 省略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がす</p>	<p>第1条～第34条の4 省略 (法人税割の課税の特例) 第34条の4の2 省略 2～6 省略</p> <p>7 第31条第4項の規定は、第1項及び第2項の資本金等の額について準用する。この場合において、第31条第4項中「第2項」とあるのは「第1項及び第2項」と、「同項の表中」とあるのは「同項中」と読み替えるものとする。</p> <p>第34条の5～第55条 省略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>第57条～第58条の2 省略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がす</p>

べき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条～第151条 省略

付 則

第1条～第10条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2～3 省略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

5 省略

6 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

べき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条～第151条 省略

付 則

第1条～第10条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2～3 省略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

5 省略

6 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

16 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2～8 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) 省略

10 省略

以下省略

2～8 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 省略

10 省略

以下省略

三田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行			改正案		
付 則 (市たばこ税に関する経過措置)			付 則 (市たばこ税に関する経過措置)		
第6条 省略			第6条 省略		
2 省略			2 省略		
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 省略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第6条第5項
	当該各項	同項
省略		

8～9 省略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
省略		
第7項の表第100条の2の項	付則第6条第5項	付則第6条第10項において準用する同条第5項
省略		

11 省略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
省略		
第7項の表第100条の2の項	付則第6条第5項	付則第6条第12項において準用する同条第5項
省略		

4～6 省略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第6条第5項
	当該各項	同項
省略		

8～9 省略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
省略		
第7項の表第100条の2第1項の項	付則第6条第5項	付則第6条第10項において準用する同条第5項
省略		

11 省略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
省略		
第7項の表第100条の2第1項の項	付則第6条第5項	付則第6条第12項において準用する同条第5項
省略		

13 省略

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項の表以外の部分	第 4 項から	第 13 項、第 5 項及び
省略		
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	付則第 6 条第 5 項	付則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項
省略		

以下省略

13 省略

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の同項から前項まで	第 13 項の同項、第 5 項及び前項
省略		
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	付則第 6 条第 5 項	付則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項
省略		

以下省略

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 10 条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>(三田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例第 1 条による改正後の三田市固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項及び第 4 項並びに第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。</p>	<p>第 1 条～第 10 条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>(三田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例第 1 条による改正後の三田市固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項及び第 4 項並びに第 11 条第 1 項の規定は、<u>施行日以後に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 411 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 419 条第 3 項の規定による公示(同法第 420 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第 417 条第 1 項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)</u>がされる場合について適用し、<u>同日前に公示等がされた場合</u>については、なお従前の例による。</p>